

持込ごみ 処理手数料の改定を検討しています

市では、環境清美工場へのごみ持込手数料を、家庭系は平成5年4月、事業系は平成10年4月から据え置いています。しかし、**手数料の改定から20年以上が経過しているため、実際のごみ処理にかかる費用（以下、ごみ処理原価）と手数料に大きな差があります。**また、周辺自治体と比較しても格差が生じています。

ごみを同工場に直接持ち込む一般家庭や、廃棄物収集運搬業許可業者と契約してごみを排出する事業者のみなさんに、**ごみ量に応じた適切な負担**をしていただくため手数料改定が必要です。



現在のごみ処理原価

$$\text{ごみ処理原価} = \frac{\text{中間処理部門費} + \text{最終処分部門費} + \text{管理部門費}}{\text{ごみ処理量}}$$

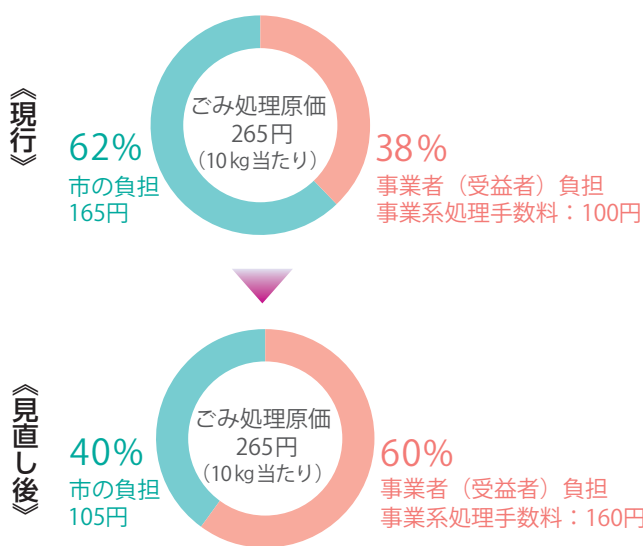
	H25	H26	H27	H28	H29	5年平均
ごみ処理原価 (10kg当たり)	240円	271円	266円	280円	267円	265円

中間処理部門費：焼却・破碎施設の維持管理や人件費等に要する経費

最終処分部門費：焼却灰等の埋立地の維持管理や人件費等に要する経費

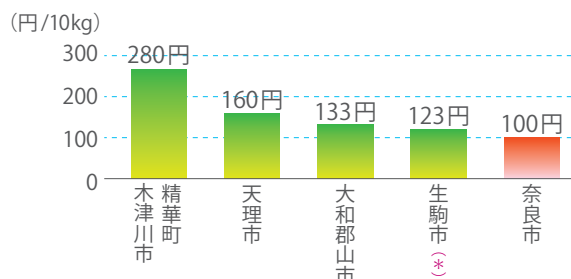
管理部門費：一般廃棄物処理に関する施策に係る広報、啓発及び人件費等に要する経費

ごみ処理原価に対する受益者の手数料負担の割合 (事業系一般廃棄物の場合)



※事業者については、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理することが義務付けられています。そのため、本来は100%の負担が望まれますが、産業支援の観点から、一部を市で負担しています。なお、家庭系一般ごみの100kgまでの持ち込み料金は改定しません。

近隣4市1町の手数料水準(事業系一般廃棄物)



※生駒市については、指定ごみ袋単位による受入れのため10kg当たり手数料に換算して算出

奈良市清掃業務審議会での審議と答申

市は、同審議会に対して手数料改定に関する諮問を行い、審議の上7月5日付けで答申を受けました。

<答申で提示された改定案>

		現行	改定案
家庭系一般廃棄物 処理手数料 (持込ごみ)	100kgまで	無料	無料
	100kgを超える10kgにつき	60円	100円
事業系一般廃棄物 処理手数料	10kgにつき	100円	160円
産業廃棄物 処分費用	10kgにつき	200円	260円

今後は市議会へ条例改正の提案をし、議会での審議を経て、適切な周知・準備期間を置いて施行したいと考えています。くわしくは、市ホームページに掲載

ごみ処理手数料

検索

【問合せ】 廃棄物対策課 (☎ 71-3001) ・ 環境政策課 (☎ 34-4591)